

足寄町木質ペレット燃焼機器導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林整備等により発生する間伐材や林地残材等の木質バイオマス資源の利活用を推進するため、木質ペレット燃焼機器（以下「燃焼機器」という。）の普及促進を目的とするとともに、補助金の交付の申請、決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象となる燃焼機器は、次の要件に該当するものであること。

- (1) 足寄町内に住所を有し、自ら居住する足寄町内の住宅等に設置するものであること。
- (2) 未使用のものであること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、燃焼機器本体の購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、燃焼機器1台につき、補助対象経費の4分の3の額とし、その上限は30万円とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、足寄町補助金等交付規則（昭和49年規則第4号。以下「補助金規則」という。）に定める別記第1号様式により申請するものとする。

2 前項の申請には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 町が発行する納税証明書
- (3) 住民票の写し

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められた場合は補助金の交付決定を行い、その決定の内容及び必要な条件を付して補助金規則に定める別記第4号様式その1により通知する。

(補助事業の実績報告書)

第7条 前条の補助金交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を完了したときは、補助金規則に定める別記第6号様式に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 燃焼機器の設置及び導入状況を示す写真
- (2) 燃焼機器の価格、仕様等が確認できる書類の写し（領収書等）

(補助金の確定通知等)

第8条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その燃焼機器設置及び導入状況の検査及び書類審査を行い、補助の対象に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金規則に定める別記第7号様式により補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助の対象となった燃焼機器が法定耐用年数を経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供し(以下「処分」という。)てはならない。ただし、やむを得ない事情等によりあらかじめ町長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 町長は、補助金の交付を受けた者が前項の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に返還させることができる。

3 本補助制度により取得した燃焼機器は、設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用と啓発を図らなければならない。

(補助金の決定の取消等)

第10条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 前条の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金交付の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年 7月 1日から施行する。